

TAKKEN

GIFU

宅建ぎふ
Vol.551
令和4年11月15日発行



おもな内容

令和4年度 宅地建物取引士資格試験	2
8月新設住宅着工	3
国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等につ いて	4
令和5年度税制改正及び土地住宅政策等に関する要望 について	4
【全宅連】電子契約システム「ハトサポサイン」を11月 1日にリリース	5
身近な法律相談	6
不動産取引判例集	7
協会の動き・支部だより・会員の異動	9



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

令和4年度 宅地建物取引士資格試験

令和4年度の宅地建物取引士資格試験が、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたうえで、10月16日(日)に全国で行われ、3年ぶりに10月試験のみで終えることとなりました。

指定試験機関である(一財)不動産適正取引推進機構が発表した速報値では、全国における受験者数は、22万6,022名(受験率は79.6%)で、受験者の内訳は、一般受験者が17万9,022名(受験率77.5%)、登録講習修了者が4万7,000名(受験率88.9%)でした。



岐阜県では、岐阜大学及び東海学院大学を試験会場として実施され、受験申込者数2,711名中2,203名(受験率81.3%)が受験し、内訳は、一般受験者が1,865名(受験率80.0%)、登録講習修了者が338名(受験率88.7%)でした。

合格発表は11月22日(火)で、午前9時30分から、(一財)不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)に合格者の受験番号一覧、合否判定基準、試験問題の正解番号が掲示され、合格者には合格証書が送付されます。

令和4年度「宅地建物取引士資格試験」都道府県別受験状況(速報)

都道府県	申込者数	受験者数	受験率(%)	都道府県	申込者数	受験者数	受験率(%)
北海道	8,130	6,583	81.0	滋賀県	2,496	2,008	80.4
青森県	1,179	956	81.1	京都府	6,043	4,833	80.0
岩手県	1,399	1,140	81.5	大阪府	25,760	20,560	79.8
宮城県	4,989	3,950	79.2	兵庫県	11,987	9,809	81.8
秋田県	871	691	79.3	奈良県	2,685	2,150	80.1
山形県	1,059	842	79.5	和歌山県	1,111	904	81.4
福島県	2,533	2,090	82.5	鳥取県	583	458	78.6
茨城県	3,975	3,198	80.5	島根県	768	615	80.1
栃木県	2,702	2,197	81.3	岡山県	3,156	2,457	77.9
群馬県	2,745	2,198	80.1	広島県	5,410	4,322	79.9
新潟県	2,626	2,070	78.8	山口県	1,884	1,535	81.5
山梨県	1,197	957	79.9	徳島県	941	755	80.2
長野県	2,842	2,318	81.6	香川県	1,584	1,241	78.3
埼玉県	19,450	15,396	79.2	愛媛県	1,949	1,565	80.3
千葉県	16,115	12,791	79.4	高知県	838	658	78.5
東京都	58,900	45,505	77.3	福岡県	13,632	10,891	79.9
神奈川県	26,032	21,002	80.7	佐賀県	1,173	921	78.5
富山県	1,336	1,062	79.5	長崎県	1,720	1,467	85.3
石川県	1,904	1,527	80.2	熊本県	3,182	2,560	80.5
福井県	874	701	80.2	大分県	1,714	1,382	80.6
岐阜県	2,711	2,203	81.3	宮崎県	1,419	1,139	80.3
静岡県	5,861	4,813	82.1	鹿児島県	2,318	1,860	80.2
愛知県	15,227	12,200	80.1	沖縄県	4,660	3,765	80.8
三重県	2,186	1,777	81.3	合計	283,856	226,022	79.6

8月新設住宅着工

国土交通省がまとめた8月の新設住宅着工戸数は、持ち家が前年同月比11.2%減の2万2,291戸と9カ月連続の減少となったものの、貸家が同8.9%増の3万1,295戸と18カ月連続の増加、分譲住宅でも同16.2%増の2万3,172戸と先月の減少から再び増加となったため、8月の新設住宅着工戸数全体では、同4.6%増の7万7,712戸と4カ月ぶりの増加となり、着工床面積でも、同0.5%増の617万8千㎡と4カ月ぶりの増加となりました。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同9.4%増の90万3千戸となり、先月の減少から再び増加となりました。

持ち家では、民間資金分が同10.2%減の2万327戸と8カ月連続の減少、公的資金分でも同20.7%減の1,964戸と10カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

貸家では、民間資金分が同8.7%増の2万8,499戸と2カ月連続の増加、公的資金分でも同11.3%増の2,796戸と3カ月連続の増加となったため、全体でも増加となりました。

分譲住宅では、マンションが同34.6%増の1万727戸と先月の減少から再び増加、戸建て住宅でも同4.7%増の1万2,341戸と16カ月連続の増加となったため、全体でも増加となりました。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、持ち家が同20.4%減の452戸と3カ月連続の減少となったものの、貸家が同59.0%増の458戸と2カ月ぶりの増加、分譲住宅でも同23.8%増の208戸と2カ月連続の増加となったため、岐阜県全体では、同9.4%増の1,120戸と3カ月ぶりの増加となりました。

三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同12.5%減の4,756戸と減少となったものの、貸家が同7.5%増の1万957戸、分譲住宅でも同13.9%増の1万430戸と増加となったため、首都圏全体では同5.9%増の2万6,480戸となりました。

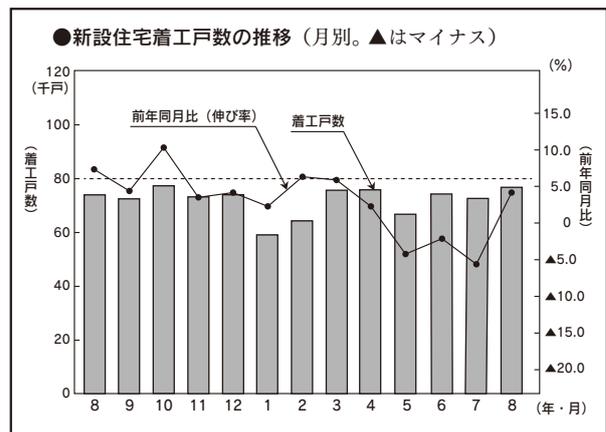
中部圏では、貸家が同10.4%増の3,113戸

と増加となったものの、持ち家が同8.1%減の3,299戸、分譲住宅でも同4.2%減の2,609戸と減少となったため、中部圏全体では同0.2%減の9,131戸となりました。

近畿圏では、持ち家が同10.2%減の2,822戸と減少となったものの、貸家が同9.3%増の5,411戸、分譲住宅でも同40.8%増の4,342戸と増加となったため、近畿圏全体では同13.4%増の1万2,691戸となりました。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの分譲住宅が同20.9%増の359戸と増加となったものの、持ち家が同10.8%減の2,966戸、貸家でも同1.5%減の6,961戸と減少となったため、全体では、同2.8%減の1万411戸と3カ月連続の減少となりました。

2×4では、分譲住宅が同0.7%増の954戸と増加となったものの、持ち家が同17.6%減の2,485戸、貸家でも同2.8%減の4,552戸と減少となったため、全体では、同7.5%減の8,016戸と5カ月連続の減少となりました。



国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について

国土利用計画法（以下「法」という。）第23条において、一定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者は、契約締結後2週間以内に市町村の長を経由して都道府県知事又は指定都市の長に対し利用目的、取引価格等を届け出なければならないとされています（以下「事後届出制」という。）。

事後届出制は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図り、かつ、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するために必要な制度であり、権利取得者の手続負担の軽減と土地取引の円滑化を勘案し、必要最小限の措置となっています。

しかしながら、一部の宅地建物取引業者の中には、届出が必要な土地取引について届出がなされていない者が散見されるなど、本制度の趣旨が必ずしも徹底されていない場合が見受けられます。このような無届の取引により法第47条第1号の罰則規定が適用された場合には、宅地建物取引業法第65条第1項第3号又は第3項に基づく国土交通大臣又は都道府県知事による指示、同条第2項第1号の2又は第4項第1号に基づく国土交通大臣又は都道府県知事による業務の停止の対象となり得ます。

また、本制度は、宅地建物取引業法第35条第1項第2号に規定するその他の法令に基づく制限として、宅地建物取引業者が自ら土地を売却する場合の売主業者として又は土地取引の媒介を行う場合の媒介業者として説明が義務付けられている重要事項に該当する制度であります。

つきましては、本制度の趣旨を御理解のうえ、該当する取引を行った場合には、必ず届出を行うようお願いいたします。

[infomation] インフォメーション

令和5年度税制改正及び土地住宅政策等に関する要望について

本会は全宅連と連携して、令和5年度税制改正及び土地住宅政策等に関する要望事項をとりまとめ、県選出の国会議員に要望活動を行っています。

令和5年度税制改正及び土地住宅政策等に関する要望（概要）

< 税制関係 >

1. 各種税制特例措置の延長及び拡充

- (1) 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の延長及び拡充
- (2) 空き家等の発生を抑制するための特例措置の延長と拡充
- (3) 土地の売買に係る登録免許税の軽減税率の据え置き
- (4) 既存住宅及びその敷地に係る買取再販に係る不動産取得税の特例措置の延長
- (5) その他適用期限を迎える各種税制特例措置の延長

2. 住宅ローン控除及び各種特例措置等の要件の緩和

- (1) 床面積要件の見直し
- (2) 二地域居住住宅への適用

3. 小規模住宅用地に係る固定資産税軽減措置の拡充

4. 空き家・空き地等を取得した場合の税制特例の創設

5. 所有者不明土地等の発生抑制及び利活用の促進のための税制措置
6. 総合的な流通課税の見直し

< 政策関係 >

1. 銀行の不動産仲介業参入および保有不動産の賃貸自由化の阻止
2. 既存住宅市場の環境整備及び流通活性化等への対応
3. 宅地建物取引業者・宅地建物取引士の業務範囲の拡大
 - (1) 空き家所有者に係る情報活用のための環境整備
 - (2) 法定相続情報証明制度
4. 所有者不明土地等の流通促進に係る制度の創設
 - (1) 不要となった空き地・空き家の寄付を受け入れるための制度整備
 - (2) 私道の掘削・承諾の簡素化
5. 農地法の改善
6. 定期借家制度の改善
7. 不動産登記制度の改善
8. 不動産流通コストを踏まえた業環境の改善
9. 電子契約における環境整備

【全宅連】電子契約システム「ハトサポサイン」を 11月1日にリリース

全宅連は、宅建業法の改正により、不動産取引において電子契約が解禁されたことに伴い、賃貸・売買などの電子契約をサポートする「ハトサポサイン」を11月1日に会員専用サイト「ハトサポ」内においてリリースしました。

1. 「ハトサポサイン」とは

全宅連が、会員業務支援サイト「ハトサポ」で提供する電子契約システムです。

令和4年5月に宅建業法が改正され、不動産取引でも電子契約が解禁されましたが、全宅連が、GMOグローバルサイン・ホールディングス（株）の電子契約システム「GMOサイン」とシステム連携し、宅建協会会員限定で提供するのがハトサポサインです。

ハトサポサインなら、これまで紙で行ってきた重説や契約書をはじめとした契約書類のやり取りを、簡単・安価に電子化することができます。

※ ハトサポ会員が「ハトサポ」上でハトサポサインを任意に申し込むことで利用可

※ 全宅連とGMOグローバルサイン・ホールディングス(株)が包括契約をしているため、ハトサポ会員が個別にGMOグローバルサイン・ホールディングス(株)とシステム利用契約を締結することなく、「ハトサポサイン」を利用いただけます。

○宅建業法の改正について

令和4年5月18日に宅建業法が改正され、これまで紙の書面の交付が必須だった重要事項説明や契約書が電子書面でも可能となりました。これにより、宅建業者が関与する不動産取引における電子契約が解禁され、脱ハンコ・ペーパーレス化の要件が整備されたこととなります。

※ 宅建業法の改正にともなう書面の電子化につき、国土交通省では「重要事項説明書等の電磁的方法による提供及びITを活用した重要事項説明実施マニュアル」を公表していますので、電子契約を行う際には、必ず同マニュアルや関係法令等をご確認ください。

身近な法律相談

(公社)岐阜県宅地建物取引業協会
顧問弁護士 畑 良平



今回は、身近な法律相談として「育児休業制度」についてお話しします。

1. 育児休業制度とは
2. 対象となる労働者について
3. 育児休業の期間について
4. 育児休業中の給与はどうなるのか
5. 2022年改正について (①産後パパ育休②育児休業の分割取得)

1. について

育児休業とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」によって定められた、「子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業」をいいます。この法律は、女性の社会進出や共働き世帯の増加を受け、1991年に制定され、その後、待機児童問題などから2017年の改正を経て、今回更に、2022年に改正されています。育児休業は1995年から全ての事業所に対して義務化されているため、労働者から申出があった場合、必ず取得させなければなりません。

2. について

育児休業制度の対象者となる労働者は、次のとおりです。①原則として1歳に満たない子を養育する労働者（日々雇用を除く）②女性労働者だけでなく男性労働者も対象です。ただし、有期雇用の場合は、1歳6カ月までの間に契約が満了することが明らかでないことが要件とされています。従前はこれに加えて、引き続き雇用された期間が1年以上という要件もありましたが、2022年により緩和され、なくなりました。

3. について

育児休業の期間は、子が1歳に達するまでを原則として、最長で子が2歳に達するまでの延長が可能となっています。①出産日から起算して57日目（産後休業終了日の翌日）から子が1歳の誕生日の前日まで（産前産後休業に続いて取得する場合）②男性従業員の場合は、配偶者の出産日が休業開始日となり、子が1歳の誕生日前日まで ③保育所に入れない等の事情がある場合は1歳6カ月まで延長 ④さらに子が2歳に達するまで再延長可能になりました（2017年改正）。

4. について

育児休業中の給与支払いは、ノーワークノーペイの原則から会社に支給の義務はなく、原則として無給となります。一方で、雇用保険の「育児休業給付金」制度があり、労働者は給与の一部に相当する額の支給を受けることが出来ます（概ね5割から6割程度）。

5. について

① 産後パパ育休

「産後パパ育休（出生時育児休業）」は、父親が通常の「育児休業制度」に加えて別で取得できるものです。産後パパ育休の取得可能期間は、子の出生後8週間以内に4週間までとされています。分割して2回取得できます。通常の育休は、休業中に就業することは原則不可ですが、産後パパ育休は労働者が合意した範囲で休業中に就業できます（労使協定を締結している場合に限る）。ただし就業できる日数は、休業期間の所定労働日・所定労働時間の半分までです。申し出期限についても、通常の育休は原則1カ月前ですが、産後パパ育休は休業の2週間前まで申し出が可能です。

② 育児休業の分割取得

育児休業につき、2022年10月1日施行で制度の変更がされています。育児休業につき、これまでは分割取得が不可とされていましたが、10月1日からは分割して2回取得できるようになりました（取得の際にそれぞれ申出をすることが必要です）。

以上



宅建業者から建売住宅を購入した買主が、融資承認取得期日までに金融機関からの承認が得られなかったことを理由に、契約解除期日までに売買契約を解除した旨主張し、売主に対してローン特約に基づき手付金の返還を求めた事案において、金融機関から融資の事前審査の承認は得られたものの、融資承認取得期日までに正式審査の承認は得られていないなどとして、ローン条項の適用を認め、買主の手付金返還請求を認容した事例
(東京地裁 平成31年1月9日判決 認容 確定)

【事案の概要】

買主X(原告、弁護士)と売主Y(被告、宅建業者)は、平成30年1月21日、都内所在の建売住宅(本件住宅)につき、売買代金7380万円、手付金300万円とする売買契約(本件売買契約)を締結した。

本件売買契約では、申込先をA銀行、融資金額を7380万円とする融資利用が予定され、融資承認取得期日を平成30年2月19日、契約解除期日を2月21日とし、「融資承認取得期日までに、融資の全部または一部の金額につき承認が得られないとき、または否認されたとき、買主は、売主に対し、契約解除期日までであれば、本契約を解除することができます。(本件売買契約書16条2項、本件融資特約2項)」などとする融資特約が付されていた。

Xは、本件売買契約の締結に先立つ1月15日、Yに対し、A銀行宛て「ローン仮審査申込書」等を送付するなどして融資の事前審査を申し込んでいた。これに対し、A銀行は、2月2日付けで融資の事前審査を承認し、Yの担当者は、同日、Xに対してその旨を連絡した。

同月19日、Xは、Yに対し電子メールで、融資承認取得期日までにA銀行の承認が得られなかったとして、本件融資特約2項に基づき本件売買契約を解除する旨意思表示し、翌20日には、上記電子メールと同内容の通知書をYに送付した上、電子メールで手付金を返還するよう催告したが、Yはこれに応じず、Xは、Yに対し、交付済みの手付金300万円及び遅延損害金の支払を求めて提訴した。

【判決の要旨】

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を認容した。

(本件融資特約2項の要件の充足性)

Xは、融資の事前審査の承認を得たものの、融資承認取得期日である2月19日までに正式審査の承認が得られなかったのであるから、本件融資特約2項の「承認が得られないとき」に該当する。そして、Xによる本件売買契約の解除は、契約解除期日である2月21日までになされているから、本件融資特約2項の要件を満たしている。

この点、Yは、正式審査の承認が得られないような特段の事情が存在しないXにおいては、事前審査の承認を得たことにより実質的な融資の承認を得たというべきであるから、本件融資特約2項の「承認が得られないとき」に該当しない旨主張する。

しかしながら、XがA銀行宛てに提出した「ローン仮審査申込書」やA銀行作成の「手続きのご案内」と題する書面の記載内容、XがA銀行の代理業者から、正式審査のため、住民票や納税証明書等の追加書類の提出や面談を求められていたことなどからすれば、事前審査の承認後に改めて正式審査の手続が行われ、正式審査において、提出された追加書類の内容や面談の結果を踏まえ、承認又は不承認の判断がなされるものと認められる。

そうすると、Xに正式審査の承認が得られないような特段の事情が存在しなかったとしても、正式な承認がない限り、Xが融資を受けられないことは明らかといえる。

また、Yは、Xが速やかに融資の申込手続をしていないから本件融資特約2項に基づく解除は認められない旨主張する。

しかしながら、本件融資特約2項は、その文言上、Xの解除権の行使につき、契約解除期日までの期限を定めるほかは、何らの制限を設けていない。したがって、本件融資特約は、速やかな融資の申込手続がなされていることを解除の要件としているものとみることができないから、上記Yの主張は採用できない。

(信義則違反の有無)

Yは、Xが少なくとも2月2日以降に正式審査のための必要書類の確認と面談の申込みを行うべき義務を負っていたことを前提として、Xが14日以上も融資の申込手続を漫然と怠った旨指摘する。

しかしながら、Yの担当者は、2月2日には、数日中に事前審査の承認が得られた旨の通知と正式審査の案内書が届くことを伝えたのみであり、正式審査のために、住民票及び直近3年分の所得税の納税証明書の提出やA銀行と面談が必要となる旨を伝えた形跡はなく、Xにおいて、2月2日の時点で、正式審査のための必要書類の確認と面接の申込みを行うべき義務が発生していたと認めることはできず、上記Yの指摘はその前提を欠く。

かえって、Xは、そうした書類や面談の必要性を認識してからは、速やかに正式審査のための手続をとったと評価することができる。

また、Yは、Xが本件売買契約を解除したのは、両親や知人から本件住宅の購入を強く反対されるなどしたため、本件住宅の購入自体を翻意したという融資の審査とは何らの関係のない事由に基づいている旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

以上指摘した諸点に照らせば、Xが融資の事前審査の承認を得ていたとしても、本件融資特約2項に基づいて解除権を行使することが信義則に反するということはできない。

【まとめ】

本件は、解除権留保型の融資特約が付されていた事例であるが、買主による契約解除の行使はローン特約の要件を満たしており、信義則にも反しないなどとして、買主の手付金の返還請求が認められている。

契約解除までの経緯等の事実関係からすれば、当然の結果と考えられるが、宅建業者としては、売買契約締結後も、契約解除期日等を念頭に、買主のローンの手続の状況等を十分に把握して、取引を進めることが大切であることを示す事例ともいえよう。

ローン特約による契約解除に係る争いは従来から多く、実務上も留意する必要がある。

(一財)不動産適正取引推進機構「RETIO」より抜粋

免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。
免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。

協 会 の 動 き

- 10月3日
・第219回岐阜県市計画審議会
岐阜市：土屋常務理事出席
- 10月6日
・第2回人材育成員会
・宅建試験本部員説明会
- 10月12日
・宅建試験アルバイト説明会（東海学院大学）
- 10月13日
・宅建試験監督員説明会
・宅建試験アルバイト説明会（岐阜大学）
- 10月15日
・宅建ぎふVol. 550発行
- 10月16日
・令和4年宅地建物取引士資格試験
岐阜大学、東海学院大学
- 10月20日
・全宅連ハトサポサイン説明会
- ・弁護士相談
- 10月24日
・(公社)中部圏不動産流通機構企画事業委員会
名古屋市：瀬上常務理事出席
- 10月25日
・全宅連・宅建議員連盟との意見交換会
東京：山本会長出席
- 10月26日
・全宅連・土地住宅税制及び政策に関する要望活動
東京：山本会長出席
- 10月27日
・東海公取協第2回地区調査指導委員会
- 10月28日
・全宅連第2回監査会
東京：山本会長出席

支 部 だ よ り

岐阜中支部

- 10月5日
中間監査会
- 10月18日
巡回相談(岐阜市役所)
- 10月25日
巡回相談(岐阜市役所)

岐阜南支部

- 10月4日
巡回相談(岐阜市役所)
- 10月5日
巡回相談(各務原市役所)
- 10月19日
巡回相談(羽島市役所)
- 10月25日
入会審査会

岐阜北支部

- 10月4日
中間監査会
- 10月11日
巡回相談(岐阜市役所)

西濃支部

- 10月5日
巡回相談(養老中央公民館)
- 10月9日
巡回相談(池田町中央公民館)
- 10月11日
中間監査会
大垣市役所住宅課と協議会
- 10月22日
巡回相談(輪之内町役場)

中濃支部

- 10月11日
巡回相談(関市総合福祉会館)
- 10月14日
第1回総務委員会
- 10月20日
中間監査会
- 10月21日
入会審査会

東濃支部

- 10月3日
役員・地区委員合同役員会
- 10月14日
中間監査会



入 会 者（会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。）

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代 表 者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	事 務 所 所 在 地	〒
---------------	--------	------------------	----------	----------------------	-------------	---

【岐阜中支部】

(1) 5224 4. 8. 26	(株) ク レ ア	服 部 義 弘	服 部 桃 実	058-277-1840 058-277-1850	岐阜市藪田南3-13-10 Y S トラストビル	500- 8384
----------------------	-----------	---------	---------	------------------------------	-----------------------------	--------------

【西濃支部】

(1) 5228 4. 8. 30	A I M S (株)	内 田 康 裕	伊 藤 誓 人	0584-47-5174 0584-47-5184	大垣市長松町863 ナイスコート25	503- 0997
----------------------	-------------	---------	---------	------------------------------	-----------------------	--------------

【中濃支部】

(1) 5226 4. 8. 30	ネクスト・イノベーション(株)	大 野 直 子	山 本 公 達	0574-66-2700 0574-66-2701	可児市広見5-116-1	509- 0214
----------------------	-----------------	---------	---------	------------------------------	--------------	--------------

【東濃支部】

大(1)10192 4. 6. 29	大 丸 開 発 (株) DAIMARUパーク	白 井 泉 (伊 藤 範 彦)	近 藤 史 彦	0572-56-0777 0572-56-0778	土岐市土岐津町土岐口字 中山1372-1	509- 5122
-----------------------	---------------------------	--------------------	---------	------------------------------	-------------------------	--------------

退 会 者

支 部	商 号	代 表 者	事 務 所 所 在 地	備 考	頁
岐阜中	ア パ ー ト セ ン タ ー (株)	下 野 達 朗	岐阜市金宝町3-1	合 併	8
岐阜中	ア パ ー ト セ ン タ ー (株) 県庁前支店	下 野 達 朗	岐阜市藪田南1-4-16	合 併	8
中 濃	(有) マ ル コ 金 物 店	瀬 川 導 代	郡上市八幡町殿町139-2	廃 業	61
東 濃	e - s y s t e m (株)	濱 田 隆 司	多治見市生田町4-84-3	廃 業	72

変 更 事 項 (1 0 月)

支 部	商 号	変 更 事 項	変 更 内 容		頁
			旧	新	
岐阜中	(株) カ チ タ ス 岐阜店	専任取引士		小島伊織	9
岐阜中	(株) 高 垣 組 岐阜支店	代 表 者	森下光	信田清久	10
岐阜中	(株) ニ ッ シ ョ ー 岐阜支店	代 表 者	加治佐健二	加治佐弘	11
岐阜中	(株) ド リ ー ム ホ ー ム 岐阜店	支 部	岐阜南	岐阜中	17
		所 在 地	〒500-8463 岐阜市加納新本町3-1-1	〒500-8175 岐阜市長住町2-10-7 長住ビル4F	

岐阜中	(株) ドリームホーム 岐阜店	T E L	058-213-7538	058-201-3533	17
		F A X	058-213-7878	058-201-3575	
岐阜南	(株) 鷺見製材	専任取引士	岩田幸子	河口幸雄	17
岐阜南	Nikkō-Estate(株)	所在地	〒501-6121 岐阜市柳津町上佐波4-65	〒500-8288 岐阜市中鷺3-86-1 大平ビル2-A	18
		T E L	058-279-5811	058-201-2269	
		F A X	058-279-0878	058-201-2279	
岐阜南	(株) ニッシヨ一 岐阜鶴支店	代表者	加治佐健二	加治佐弘	18
岐阜南	合同会社Thoughtful realty	専任取引士	長嶺篤		20
岐阜南	(株) ニッシヨ一 各務原支店	代表者	加治佐健二	加治佐弘	24
岐阜南	(有) 宮崎不動産	専任取引士	宮崎新一		24
岐阜南	(株) ニッシヨ一 岐阜南支店	代表者	加治佐健二	加治佐弘	25
岐阜北	(株) ニッシヨ一 岐阜北支店	代表者	加治佐健二	加治佐弘	29
岐阜北	(株) 明豊創建	専任取引士	徳藤安志		30
岐阜北	野々村建設(株)	専任取引士	野々村亮蔵		31
岐阜北	(株) ニッシヨ一 岐阜西支店	代表者	加治佐健二	加治佐弘	32
西濃	(株) ニッシヨ一 大垣支店	代表者	加治佐健二	加治佐弘	38
西濃	(株) ニッシヨ一 大垣北支店	代表者	加治佐健二	加治佐弘	38
中濃	(株) ニッシヨ一 関支店	代表者	加治佐健二	加治佐弘	53
中濃	(株) ニッシヨ一 可児支店	代表者	加治佐健二	加治佐弘	59
中濃	(株) 高垣組	代表者	森下光	信田清久	61
		専任取引士	鷺見光廣	河合俊宏	
中濃	(有) ひるがのリゾートプラン	専任取引士	蓑島英峰	蓑島高司	61
中濃	(有) マルコ金物店	代表者	瀬川三生	瀬川導代	61
東濃	(有) 中津川不動産	F A X	0572-22-1807	0573-85-0860	74
東濃	宮島建設(株)	専任取引士	安保信也	森麻衣子	75

※ 頁の欄は、「令和4・5年度会員名簿」の掲載ページです。「一」表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。



ハトマークは、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味しています。

また、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。

マークの上にある“REAL PARTNER”は、会員とユーザーが“REAL PARTNER”となり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークに込めたものです。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

- 【本部無料相談所】** 来館による相談は事前に電話でご予約ください。
所在地 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館
電話番号 058-275-1551
実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:00～12:00 午後1:00～4:00
弁護士相談 事前に電話でご予約ください。
毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

- 【支部無料相談所】** 事前に電話でご予約ください。
実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉梅ノ木町2-9-2 陶都信用農業協同組合 泉梅ノ木支店2F	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

“ハトマークサイト岐阜”
<https://www.gifu-takken.or.jp>

令和4年10月31日現在
所属会員 1,140名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

(発行人)
会長・本部長 山本 武久
(編集責任者)
情報提供委員長 白井 博幸